

福岡市城南区選挙管理委員会

令和6年10月24日(木)

午後6時00分から

1 議 題

- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について (議案第50号)
- (2) 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について (議案第51号)
- (3) 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について (議案第52号)
- (4) 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について (議案第53号)
- (5) 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の選任について (議案第54号)

2 そ の 他

- (1) 次回以降の委員会日程について

令和6年10月27日(日) 午前10時00分から

令和6年11月20日(水) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第50号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における城南区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和6年10月24日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票立会人）

法第38条

1 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録されたものの中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法（抜粋）

（投票に関する事務の担任）

第12条

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議題 (2)
議案第 51 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、城南区第 1 開票区及び城南区第 2 開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 6 年10月24日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第 19 条第 2 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(開票立会人)

第 62 条

- 届出のあった者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。
- 届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときは、第 2 項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 2 人以外の者は、開票立会人となることができない。

○最高裁判所裁判官国民審査法 (抜粋)

(開票に関する事務の担任)

第 19 条

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議題 (3)
議案第 52 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の選任について

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、城南区第 2 開票区において候補者届出政党又は候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 3 人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和 6 年10月24日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 8 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(開票立会人)

第 62 条

8 第 2 項の規定による開票立会人が 3 人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに 3 人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に 3 人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても 3 人に達しないとき若しくはその後 3 人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から 3 人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて 3 人以上選任することができない。

議題 (4)
議案第 53 号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 6 年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、城南区第 1 開票区及び城南区第 2 開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和 6 年10月24日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第 62 条

2 ※議案第 51 号参照

議題 (5)
議案第 54 号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の選任について

令和 6 年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、城南区第 2 開票区において衆議院名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が 3 人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和 6 年10月24日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・ 議決 公職選挙法第 62 条第 8 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)
(開票立会人)

第 62 条

8 ※議案第 52 号を参照